

服装・容儀等に関する規定（令和6年度）

西都市中学校長会

1 頭髪

A：短髪タイプ

- 前髪は目にかからない長さ、横と後ろの髪は耳や襟にかからない長さとする。
- ツーブロックなどの刈り上げをする場合は、極端な髪形にしないこと。

B：長髪タイプ

- 前髪は目にかからない長さとするかピンでとめ、横や後ろの髪が肩につくときはきちんと結ぶ。
- ゴムやピンの色は黒、紺、茶とし、髪飾りは使用しない。

C：共通

- 染色、脱色、パーマはしない。（事情がある場合は個別相談可）
- 整髪料は基本使用しない。（事情がある場合は個別相談可）

2 服装

(1) 制服

- 制服はA・Bともに学校指定のものを着用する。また、更衣期間は設けてないので、気候や体調に合わせ、各自で適切な制服を選択して着用する。

A：スラックスタイプ

- 裾の長さは、床に着かない長さとする。
- ベルト（黒、紺、茶のラインなし）を使用する。

B：スカートタイプ

- スカートの丈は、膝が隠れる長さとする。

(2) くつ下

- 白色または黒色で無地のもの（ワンポイント可）とする。

(3) インナーウェア

- 無地の適切な色のものを着用する。

(4) 防寒

- 登校時等の手ぶくろ、ネックウォーマー、防寒着等の使用は可。
- 授業時のひざ掛け使用や、夏の冷房時の防寒も状況に応じ可。

従来の制服の場合

- カーディガンは可。学生服の下に着るセーター、ベスト、トレーナーは華美でない色とする。

ブレザータイプの場合

- Vネックのセーター又はベストを着用してよい。色は紺又はグレーとする。推奨品の他、量販店などで購入したものでよい。

3 その他

(1) 靴、上履き、カバン、スポーツバック

- 学校指定のものを使用すること。

(2) 自転車通学

- 自転車に許可証を貼付し、乗車時はヘルメットを着用すること。ヘルメットの色や形は指定しないが、安全基準を満たしたものを使用すること。

(3) 校外での生活

- 夜間の外出や諸施設への出入りなどは、保護者の責任の下で行うこと。

(4) その他

- 眉そりや眉抜きはしない。（事情がある場合は個別相談可）。
- 携帯電話等の持込と校内使用は原則不可。（事情がある場合は個別相談可）。
- アクセサリー（ピアス等）は身に付けない。カバンに付けるものについては「学校生活の心得」を参照とすること。
- 日焼け止めクリームや無色・無臭のリップ使用は可、化粧は不可とする。
- 制汗剤や制汗シートは無色・無臭のもの使用は可。
- 登校後は、無断で校外に外出しない。
- 西都中タイプの制服におけるネクタイ・リボンについては、式典等学校から指定された場面では全員着用すること。ただし、通常の学校生活では着用しなくてもよい。